

海軍九

昭和八年十月二日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 東

法制局長官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙海軍大臣請議從前ノ勅令中海軍軍

令部長ニ關スル規定ニ關スル件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

国立公文書館
National Archives of Japan

呈案ノ通

明治三十七年一月
勅令第六号

第一表 軍人俸給表

羊

傳

年

傳

月

33

前略

一 中將ニテ海軍軍令部長ノ職ニ在ルモノニハ年俸六十四百圓、横須賀、吳若ハ佐世保ノ鎮守府司令長官若ハ聯合艦隊司令長官ノ職ニ在ルモノ又ハ艦隊司令長官ノ職ニ在ルモノニシテ聯合艦隊司令長官ノ職ヲ兼又ルモノニハ年俸六十二百圓、艦隊司令長官ノ職ニ在ルモノニハ年俸六十百圓ヲ給ス

以下略

大正三年二月
勅令第十五號

[illegible]

降

(五)

半紙罫紙(十行全) 木村納

参照

海軍懲罰令

明治四十一年九月
勅令第二百三十九号

第七條 長官ト稱スルハ海軍軍令部長、鎮守
府司令長官、艦隊司令長官、司令長官ヲ置
カサル艦隊ノ首席司令官、要港部司令官ヲ
謂フ

以下略

開

半紙罫紙(十行全) 木村 納

参照

海軍旗章令

昭和七年十一月
勅令第三百五十九号

第十九條 將旗ハ指揮^{權ヲ}有スル海軍大將、海軍中
將又ハ海軍少將、旗章トシ海上勤務、司令
長官又ハ司令官ニ在リテハ其ノ軍艦ニ、陸上勤
務ノ司令長官又ハ司令官ニ在リテハ其ノ廳
ニ之ヲ掲揚ス

特命檢閲使其ノ檢閲艦船部隊等、所在地ニ
在ルトキ、司令長官又ハ司令官ニ非サル大演
習又ハ小演習、統監及海軍特別大演習

ニ於テ勅命ニ依リ其ノ演習ヲ統裁指導ス
ル海軍軍令部長各其ノ演習艦船部隊等
ノ所在地ニ在ルトキ茲ニ司令長官又ハ司令
官ニ非サル觀艦式指揮官觀艦式参列ノ艦
船部隊ヲ指揮スルトキハ各其ノ乗用ニ充テ
レタル艦船ニ特ニ將旗ヲ掲揚スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ第六條第二項、第二十二條
第一項及第三項並ニ第二十六條第一項但
書ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十條 左ノ各號、一ニ該當スル海軍大將、海

半紙野紙(十行全)木村納

軍中將又ハ海軍少將公式ニ短艇ニ乘リタ
ルトキハ指揮權ノ有無ニ拘ラズ之ニ將旗ヲ掲
揚ス

一 前條ノ規定ニ依リ將旗ヲ掲揚スルコトヲ得
ル者及部隊長タル者

二 元帥、海軍軍令部長及軍事参議官

三 以下略

半紙野紙(十行全) 木村納

海 八

九月廿八日

美濃全葉十三行野紙

官房第四〇六六號

昭和八年九月二十六日

海軍大臣大角岑生



付箋

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

從前ノ勅令中海軍軍令部長ニ
關スル規定ニ關スル件請議

付箋

從前ノ勅令中海軍軍令部長ニ關スル
規定ニ關スル件制定ノ必要ヲ認メ
別紙勅令案竝ニ理由書ヲ具シ閣議

ヲ請フ
海甲九

海

軍

半紙罫紙(十行全)木村納

海 八

九月廿八日

美濃全葉十三行罫紙

官房第四十六號

昭和八年九月二十六日

海軍大臣大角岑生

内閣總理大臣 付箋

海軍軍令部條例改定ハ昭和
八年十月一日ヨリ施行ニ付
至急公布方取計相成度

從前!

關スル

從前ノ勅令 付箋

規定ニ關ス

別紙勅令 付箋

ヲ請フ

海甲九

主務者

海軍省軍務局

金澤海軍大佐

ナル

茲ニ我由書ヲ具シ閣議

海

軍

(別紙添)

(終)

朕從前ノ勅令中海軍軍令部長ニ關スル
規定ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御名 御璽

昭和八年十月六日

内閣總理大臣
海軍大臣

海軍
附則

勅令第二百六十二號
從前ノ勅令中海軍軍令部長トアルハ軍
令部總長トス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

美濃全葉十三行野紙

海軍

海軍令部條例ノ改定ニ伴ヒ制定ノ必要
アルニ依ル

理由

海軍令部條例ノ改定ニ伴ヒ制定ノ必要
アルニ依ル

美濃全葉十三行野紙

海甲二一

昭和八年十一月二十九日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 齋藤

法制局長官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙海軍大臣請議海軍省官制

中改正，件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ